

討論

議案等に対する討論は次のとおりです。

■議案第2号	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場
	1件	1件		1件		1件		1件
■議案第3号	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場
	1件	1件		1件		1件		1件
■議案第4号	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場
	1件	1件		1件		1件		1件
■議案第5号	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場	反対の立場	賛成の立場
	1件	1件		1件		1件		1件

議案第2号、第3号、第4号 及び第5号に対する討論（要旨）

は、次とあります。

反対討論

議案第2号、第3号、第4号、
及び第5号に対する討論（要旨）

は、次とあります。

私は、市職員及び市任期付職員、市民病院・老人保健施設そ

うさぬくもりの郷の職員及び任期付職員の期末手当の減額は必

要ないと、11月の条例改正に反対をした。
特に、新型コロナウイルス感染の拡がりのもとで、対策に全力を挙げて対応してきたこの半年間を対象期間とする期末手当の減額はすべきではないと考える。
そこで、当然その実施のための補正予算案には、反対する。
議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号は、議会運営委員会の匝瑳市議会臨時議会で、太田市長から提出された議案第2号「匝瑳市職員の給与に関する条例」及び匝瑳市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」が賛成多数で可決されたことによる補正予算案である。

賛成討論

このたびの各特別会計及び院事業会計の補正予算の主な内

容は、令和3年度における職員の人事異動に伴う給与の変動分を補正するとともに、令和3年の国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて職員の期末手当を減額するものである。

職員の人事異動に伴う給与費の変動については、当初予算の調製が前年度に行われるため、4月の人事異動により変動した職員手当費は、例年12月定例会において補正予算が提出される。また、人労については、匝瑳市事業会計の補正予算案のため、人件費だけではなく、他会計補助金収入、委託料支出、資本的収入及び支出の額の計上もある。介護施設の職員の努力に対して、期末手当の減額計上は、到底贅成できるものではないことから、第5号議案にも反対する。

なお、議案第1号は、人件費の計上に対して異論があるが、同時に、民生費では自立支援給付事業、障害児支援給付費、生活保護医療扶助費、農林水産業費では稲作推進費、教育費では学習用パソコン活用事業費など市民に直接関係する事業費が計上されている補正予算案であることから、反対は避けるものである。



議会日誌

令和3年 令和4年
(2021) (2022)
11月 ▶ 1月

令和3年	
11月	12日 中学生模擬議会 17日 議会報編集委員会 19日 議会運営委員会 24日 11月臨時会 30日 議会運営委員会
12月	3日 12月定例会開会 本会議【議案上程】 7日 東総地区広域市町村圏事務組合議会運営委員会 8日 本会議【大綱質疑】 予算決算常任委員会 9日 総務常任委員会 10日 文教福祉常任委員会 13日 産業建設常任委員会 15日 本会議【一般質問】 16日 本会議【一般質問】 全員協議会 20日 本会議【採決】 12月定例会閉会 21日 東総地区広域市町村圏事務組合 12月臨時会
令和4年	
1月	12日 議会報編集委員会 17日 匝瑳市横芝光町消防組合議会 3月定例会 21日 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会 3月定例会 25日 後期高齢者医療広域連合議会全員協議会 27日 八匝水道企業団議会 2月定例会

(以上主なもの)

容は、令和3年度における職員の人事異動に伴う給与の変動分を補正するとともに、令和3年の国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて職員の期末手当を減額するものである。

職員の人事異動に伴う給与費の変動については、当初予算の調製が前年度に行われるため、4月の人事異動により変動した職員手当費は、例年12月定例会において補正予算が提出される。また、人労については、匝瑳市事業会計の補正予算案のため、人件費だけではなく、他会計補助金収入、委託料支出、資本的収入及び支出の額の計上もある。介護施設の職員の努力に対して、期末手当の減額計上は、到底贅成できるものではないことから、第5号議案にも反対する。

なお、議案第1号は、人件費の計上に対して異論があるが、同時に、民生費では自立支援給付事業、障害児支援給付費、生活保護医療扶助費、農林水産業費では稲作推進費、教育費では学習用パソコン活用事業費など市民に直接関係する事業費が計上されている補正予算案のことから、反対は避けるものである。

員等の給与の見直しを行つておあり、本年度は本年11月24日の臨時会において給与条例等の改正案が可決され、期末手当が0・15月引き下げられたところであります。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号については、全額職員手当費に関わる補正として減額するものである。議案第5号については、同様に人件費の減額補正を行つているが、このほどから他病院からの医師派遣委託料やそうざぬくもりの郷で使われる訪問指導用軽自動車の購入についてもその対応方針が額補正を行つてある。議案第5号のとおり可決すべきものと考えます。